A2-467-001

SCREEN

SCREEN グループ
グリーン調達基準

（第９版）

2014 年 10 月 1 日

株式会社 SCREEN ホールディングス

《目次》

ページ

はじめに 3
１．目的 4
２．適用範囲 4
３．グリーン調達基準 4
４．購入先さまへの要求事項 4
　４．１　環境マネジメントシステムの取り組み 4
　４．２　納入品の環境負荷の低減 4
５．グリーン調達の運用について 6
６．使用禁止物質の概要 8

添付資料

別表１「管理対象化学物質一覧表 」（第９版）
別紙１「使用禁止物質不使用保証書（１）」（第２版）
別紙２「使用禁止物質不使用保証書（２）」（第２版）
別紙３「SCREEN グループの環境取り組みに関する合意書」（第２版）
別紙４「グリーン調達　環境保全活動調査表」

はじめに

地球温暖化の防止、廃棄物の削減とリサイクルによる循環型経済社会の構築、化学物質の管理による環境汚染の防止など環境保全活動の取組みが、企業の社会的責任として重要なものであり、京都議定書の発効や欧州の WEEE 指令[注1)]、RoHS 指令[注2)]、REACH 規則[注3)]、中国版 RoHS[注4)] などが施行され、製品に対する環境規制が世界的規模で強化され、企業の環境に対する義務と責任がますます大きくなっています。

SCREEN グループは、“グリーンな工場”から“グリーンな製品”の提供を最重点課題と位置付けており、その実現には製品を構成する部品・材料や製造工程・梱包材料などの環境負荷を低減させることが不可欠と認識しています。これらを具現化するために、SCREEN グループが取引する購入先さまの環境保全に関する企業姿勢と調達部品および材料や製造･梱包材料等に関する環境配慮について、「グリーン調達基準」を設定しています。

SCREEN グループは、環境負荷の低減や環境リスクの回避を購入先さまと共に図っていきますので、今後とも、購入先さまのご理解とご支援・ご協力をお願い申し上げます。

注１） WEEE 指令

欧州：「廃電気電子機器に関する指令」。2005 年 8 月 13 日施行。

注２） RoHS 指令

欧州：「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令」。
2006 年 7 月 1 日施行。

注３） REACH 規則

欧州：「化学品の登録、評価、認可及び制限等に関する欧州議会及び理事会規則」2007 年 6 月 1 日施行。

注４） 中国版 RoHS

中国：「電子情報製品汚染規制管理方法」2007 年 3 月 1 日施行。

１．目的

環境保全活動に積極的な購入先さまと協力し、地球環境への負荷が少ない資材の調達・製造・輸送等を推進して、製品の環境負荷の低減を図ることを目的とします。

２．適用範囲

本調達基準は、SCREEN グループが製造・販売する製品を構成する部品，材料，ユニット（以下納入品という）の調達活動に適用します。これらの中には、第三者に開発・設計・製造を委託する製品、取扱説明書などの付属品、接着剤等の副資材、サービスパーツ、製造工程、製品の梱包材料なども含まれます。

３．グリーン調達基準

SCREEN グループは、グリーン調達の推進にあたって以下の内容を満足した購入先さまからの調達を優先します。

（１） 環境保全活動を積極的に推進している購入先さまからの調達

SCREEN グループは、環境保全活動が継続的に推進できる仕組み（環境マネジメントシステム）が構築されている購入先さまからの調達を優先します。

（２） 環境負荷が少なく指定有害物質を含まない納入品の調達

SCREEN グループは、本調達基準で定める化学物質管理基準を順守した環境負荷低減対策品の調達を優先します。

４．購入先さまへの要求事項

４．１　環境マネジメントシステムの取り組み

環境マネジメントシステムとして、第三者認証の ISO14001 または、KES（京都・環境マネジメント・スタンダード)、エコアクション 21（環境省)、エコステージ等の認証取得が望まれ、温室効果ガス（CO2)・廃棄物の削減などに取り組まれていること。

認証取得が困難な購入先さまは、以下の５項目の取り組みを要求します。

（１） 環境保全に関する企業理念・方針の策定

（２） 環境目的、目標、計画の策定と実施

環境目的として、温室効果ガス（CO_2）の削減など

（３） 目標達成のための責任者と組織体制の設置

（４） 法順守状況、環境活動状況の定期的確認

（５） 従業員への環境教育の実施

４．２　納入品の環境負荷の低減

（１） 納入品における化学物質管理基準

納入品は、次に掲げる化学物質使用基準を順守することを要求します。

① 使用禁止物質

国内外の法規制および SCREEN グループの自主規制により、納入品、梱包材料および製造工程に意図的に使用することを禁止した物質です。SCREEN グル

ープは使用禁止物質が意図的に使用されたもの、または最大許容値を超える含有のある納入品については、購入いたしません。

② 使用制限物質

本物質が納入品に含有することを禁止していませんが、対象とする用途を限定し、かつ別途含有禁止時期を定めた物質で、含有禁止時期以降は、使用禁止物質となります。購入先さまは、含有禁止時期以前でも、本物質の使用削減や代替を図ってください。

③ 監視物質

本物質が納入品に含有することを禁止していませんが、物品等への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とするもの、または代替部品・代替材料が市場で汎用され SCREEN グループが導入可能と判断した場合、積極的に代替するものです。

監視物質はアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が定める「JAMP管理対象物質」の最新バージョンとします。

「別表１」管理対象化学物質一覧表に SCREEN グループにおける使用禁止物質、使用制限物質の一覧を示します。　その使用禁止物質をまとめた概要を８ページに掲載しています。

（２） 環境負荷情報の提供

納入品に使用されている化学物質の含有調査はアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の「アーティクルインフォメーションシート（AIS)」にて行います。JAMP が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に沿った管理の仕組みの構築をお願いします。SCREEN グループからの調査や問い合わせ時には、速やかに回答してください。

JAMP AIS の調査回答は「JAMP 管理対象物質説明書」に沿って報告してください。次の管理対象基準は必ず報告してください。

- RoHS 指令
- REACH 規則　Annex XVII （禁止物質）
- REACH 規則　SVHC （情報伝達対象物質）
- IEC62474 注5)

注 5)　IEC62474

国際電気標準会議:「電気・電子業界及びその製品に関するマテリアルデクラレーション構成材料/含有物質の情報伝達)」 2012 年 3 月発行。

（３） 使用禁止物質不使用保証書の提出

① 納入品について、化学物質含有調査結果に基づき別紙１「使用禁止物質不使用保証書（１)」、または別紙２「使用禁止物質不使用保証書（２)」の提出をお願いする場合があります。

② 使用する帳票は、次の表を参照してください。

	すべての納入品	特定の納入品
使用禁止化学物質に対する不使用保証書	別紙１「使用禁止物質不使用保証書（１）」（第２版）	別紙２「使用禁止物質不使用保証書（２）」（第２版）

※「使用禁止物質不使用保証書」第２版では具体的な使用禁止物質を記入しておりません。
提出後にグリーン調達基準・管理対象化学物質に更新が生じた場合も、使用禁止物質不使用保証書は有効としています。納入品に使用禁止物質の含有が判明した場合は、速やかに連絡をお願いします。

（４） 化学物質以外の環境影響の低減

① 「資源の有効利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」等の納入品の環境に関わる法律を順守していることを要求します。
② 使用時の消費エネルギーが低減されていることを要求します。
③ 納入品に対し、資源の有効利用がなされ再生部品の利用、再生資源の利用、小型化・軽量化、および長寿命化に努めていることを要求します。
④ 使用後の解体分別に考慮され廃棄物量が少なく適正廃棄処理が可能であることを要求します。
⑤ 騒音・振動・悪臭・電磁波の発生が少ないことを要求します。
⑥ 納入品に関する環境情報について、SCREEN グループからの問い合わせ時に速やかに開示できることを要求します。

５．グリーン調達の運用について

前項の購入先さまへの要求事項に基づいたグリーン調達の運用は以下の通りです。
購入先さまの環境保全活動調査と納入品についての化学物質含有調査を実施させていただきます。

（１） SCREEN グループの環境取り組みに関する合意書

購入先さまは、SCREEN グループグリーン調達基準への合意として、別紙３「SCREEN グループの環境取り組みに関する合意書」の提出をお願いします。

（２） 購入先さまの環境保全活動調査

購入先さまに対して、環境マネジメントシステムの構築状況と環境保全活動に関する項目について、確認させていただきますので、別紙４「グリーン調達　環境保全活動調査表」にてご回答ください。

① 新規取引を開始する購入先さまは、取引開始までに別紙４「グリーン調達　環境保全活動調査表」のご回答をお願いいたします。
② 「グリーン調達　環境保全活動調査表」の記入要項
(a) 環境マネジメントシステムの構築に関する項目
・ 第三者認証の ISO14001 または KES、エコアクション 21、エコステージ等を取得済の場合は、取得年月日、審査登録機関、登録番号を記入し、購入先さま評価記入欄の評価欄に“１”（数字のイチ）を記入してください。

・ １年以内に第三者認証の ISO14001 または KES、エコアクション 21、エコステージ等の取得を計画している場合は、審査予定年月日、予定審査機関を記入し、購入先さま評価記入欄の評価欄に“１”(数字のイチ)を記入してください。

(b) 環境保全活動に関する項目

上記（a）の環境マネジメントシステムの構築に関する項目で認証取得を計画していない場合は、購入先さまの環境改善活動の取り組み状況について自主評価を実施し、さらに評価基準を満たしている場合は“１”（数字のイチ）を、満たしていない場合は“０”（ゼロ）を、該当しない（対象外の）場合は“－”を記入してください。

③ ご回答いただいた環境保全活動結果が、要求事項を満たしていない購入先さまへは、改善要請をさせていただきます。

（３） 納入品についての化学物質含有調査

納入品に対する化学物質含有調査はアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の「アーティクルインフォメーションシート（AIS)」にて行います。

① ご回答に際して、購入先さまが商社・代理店等の場合は、取扱品の製造者から化学物質の含有量等の情報を収集していただき、購入先さまの責任でご回答をお願いします。また使用禁止物質と使用制限物質を含まない代替品の提案も併せてお願いします。

② 当該納入品の取引開始前までに、納入品の化学物質含有調査結果の提出をお願いします。

なお、必要に応じて取引基本契約書、覚書、納入仕様書、図面等でグリーン調達に関する条項を個別に指定させていただく場合があります。その場合は個別仕様を優先させていただきます。

６．使用禁止物質の概要

管理対象化学物質一覧の使用禁止物質の概要をここに示します。

詳細は「別表１ 管理対象化学物質一覧表」を参照してください。

（１）納入品への含有に対する使用禁止

No.	化学物質群	No.	化学物質群
1	アスベスト類	10	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が３以上）
2	カドミウム及びその化合物	11	放射性物質
3	六価クロム化合物	12	短鎖型塩化パラフィン（炭素鎖長 10～13 が対象）
4	鉛及びその化合物	13	トリブチルスズ類（TBT 類） トリフェニルスズ類（TPT 類）
5	水銀及びその化合物	14	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（TBTO）
6	オゾン層破壊物質 注 6)	15	パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩（PFOS／PFOS 類）
7	ポリ臭化ビフェニール類（PBB 類）	16	ジブチルスズ化合物（DBT 類）
8	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	17	ジオクチルスズ化合物（DOT 類） 注 7)
9	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）	18	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）（DMF 類）

（２）納入品の製造工程での使用禁止

No.	化学物質群	No.	化学物質群
19	オゾン層破壊物質 注 6)	20	塩素系有機洗浄剤

（３）納入品の包装・梱包の乾燥剤での使用禁止

No.	化学物質群
21	塩化コバルトⅡ

（４）人と接触する納入品に対する使用禁止

No.	化学物質群	No.	化学物質群
22	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	24	ジオクチルスズ化合物（DOT 類） 注 7)
23	多環芳香族炭化水素（PAH 類）		

注 6）No.6,No.19 オゾン層破戒物質では、次の両者で禁止する。

・納入品への含有に対する使用禁止

・納入品の製造工程での使用禁止

注 7）No.17,No.24 ジオクチルスズ化合物（DOT 類）では、次の両者で禁止する。

・納入品への含有に対する使用禁止

・人と接触する納入品に対する使用禁止

SCREEN グループに納入されるすべての原材料、部品、部材および包装・梱包材料に関しては、使用禁止物質が適用除外での使用を除き、含まれないこと（最大許容値以下であること）、ならびに製造工程に使用されないことが必要です。

適用除外での使用を除き、納入品に使用禁止物質が含有（最大許容値を超過している）、或いは製造工程での使用が判明した場合には速やかに報告してください。

人と接触する可能性のある物品に関しては、人と接触する物品に対する使用禁止物質が適用除外の場合を除き、含有が判明している場合には、速やかに報告してください。

【お問合せ先】

株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ
環境安全健康部
TEL 075-414-7120 ／ FAX 075-414-7043

または、SCREENグループ会社の購買部門

【発行元】

株式会社SCREENホールディングス

【改訂履歴】

2002年 7月 1日	（第１版）	制定
2005年 9月 1日	（第２版）	内容改訂（調査方法、対象物質変更）
2007年 5月 1日	（第３版）	内容改訂（JIG 対応、納入品の化学物質管理以外の環境影響低減項目の追記）
2008年10月 1日	（第４版）	内容改訂（RoHS対象物質を使用制限物質から使用禁止物質へ、PFOSを使用禁止物質に追加）
2009年10月 1日	（第５版）	内容改訂（はじめに、行動指針から環境方針へ、適用をSCREENグループへ拡大）
2010年11月 1日	（第６版）	内容改訂（別表―１の使用制限物質および監視物質に 2010 年6月18日現在のREACH規則の高懸念物質（候補）を追加、化学物質含有調査方法にAISを追加）
2011年 7月 1日	（第７版）	内容改訂（環境、安全・健康、エネルギー方針の変更）
2012年 1月 1日	（第８版）	内容改訂（REACH規則への対応強化、JAMP AIS調査の採用）
2014年10月 1日	（第９版）	社名変更による再発行 内容改訂（別表1に使用禁止物質の追加で第２版に更新、別紙１，２使用禁止物質不使用保証書の第２版への更新、JIGからIEC62474への変更、管理対象使用禁止化学物質概要追加、お問い合わせ先電話番号修正） ※DBT、DOT、DMF、PAHなどを使用禁止物質に追加
2015年 2月 26日	（第９版）	発行元を株式会社SCREENホールディングスに修正